

特定原産地証明書の取得について

平成25年10月
日本商工会議所国際部

特定原産地証明書の申請前に確認すべき事項



日本商工会議所
The Japan Chamber of Commerce and Industry

<ステップ1> 輸出產品のHSコードの確認

EPAを利用するには、最初に輸出產品の6桁ベースのHS番号を確認！

*輸入者を通じた輸入締約国の税関への確認をおすすめします

<ステップ2> 特恵税率の有無、税率の確認

EPAを使った場合の税率が、現状の関税率よりも有利なのかを確認！

*ジェトロHP「世界各国の関税率」の活用等

<ステップ3> 各EPAに定められた輸出產品に係る規則等の確認

輸出する產品がどういう要件を満たせば原產品になるか、規則を確認！

*輸出產品に係る各EPA上の「原産地規則」「品目別規則」で確認

(日本商工会議所HP内) <http://www.jcci.or.jp/gensanchi/3.html>⇒各協定をクリック

<ステップ4> 輸出產品に関する原産性の確認

輸出產品が原產品になるか？(=原産地規則を満たしているか？)を確認！

⇒資料の作成

判断資料を作成する流れ

発給申請の流れ

<ステップ5>企業登録

<ステップ6> 原產品判定依頼 ※輸出者 or 生産者

(同意通知 ※判定依頼者(=生産者) ≠ 輸出者)

<ステップ7> 発給申請 ※輸出者のみ

システム上の手続き

ステップ5 企業登録について

企業登録①

登録にあたっての注意点

- ▶ 企業の実在確認が目的
- ▶ 1企業1登録（有効期間：2年間、更新手続き要）
- ▶ 非特恵原産地証明の貿易登録とは別登録
- ▶ すでに他のEPAで登録済みの場合は登録不要
- ▶ 登録情報に変更があった場合は速やかに変更手続を
**「社名」「住所」「代表者」に変更がある場合は事前に
日本商工会議所 国際部まで必ずご連絡を**

【新規登録について】

- 登録手数料は無料
- 必要書類（法人の場合）
 - ・ 「登録申請書」（WEB上で作成し、印刷）
 - ・ 「履歴事項全部証明書」

以上を揃え、日本商工会議所 国際部へ提出

（※具体的な手続き（法人・個人）については発給申請マニュアル P47～52参照）

企業登録②

【サイナー登録】

- ▶ 登録企業の代表者から特定原産地証明書の受給に係る手続きに関する権限の委任行為
- ▶ 1 登録企業に複数のサイナー登録可能（上限なし）
- ▶ サイナー有効期間＝企業登録の有効期間と同じ
- ▶ 登録されたサインが、特定原産地証明書に印字される
- ▶ **登録サイナー情報に変更（削除・追加含む）があった場合は速やかに変更手続きを**
⇒発給システムにて変更の申請書を作成し、
日本商工会議所・国際部に提出



新規企業登録の手続きは日商HPから

(※詳細については、発給申請マニュアルご参照)

日商HP: <http://www.jcci.or.jp>

政策提言活動 中小企業関連情報 会員向け事業 地域振興情報 調査・研究 國際関連情報 IT関連情報 組織概要

トップページ >

全国の商工会議所一覧

EPAに基づく特定原産地証明書発給申請事務 - 日本商工会議所 - Windows Internet Explorer

お気に入り EPAに基づく特定原産地証明書発給申請事務 - 日本...
■ インド、インドネシア、シンガポール、スイス、タイ、チリ、フィリピン、ブルネイ、ベトナム、ペルー、マレーシア、メキシコ、

■ 特定原产地証明書とは？
■ 特定原产地証明書の発給申請前に確認しておくべき事項 <重要>
■ 企業登録（無料）
■ 特定原产地証明書の発給に関する手続きの流れ
■ 【問合せ先】
参考：発給申請マニュアルはこちらから

Copyright © 2011 The Japan Chamber of Commerce and Industry. All rights reserved.

Copyright 2013 The Japan Chamber of Commerce and Industry. All rights reserved.

【サイナー登録手続き完了時】

〒111-0000
東京都千代田区神田須田町2-3

日商製作所 株式会社
国際部
日商 次郎 様

重要
2012年04月12日
日本商工会議所

**電子情報処理組織による支援を受けるための
識別番号・暗証番号通知書**

「JCCI 特定原産地証明書発給システム」の識別番号および暗証番号等を通知いたします。

企業登録番号	A0003XXXXXXXXXXXX
署名者（サイナー）名	日商 次郎
識別番号（ユーザID）	XXXXXXXXXXXX
暗証番号（パスワード）	XXXXXXXXXXXX
日商発給システムURL	https://XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX

注意：Internet ExplorerなどのWebブラウザのアドレスバーに上記URLを直接入力して下さい。
※yahooやGoogleなどのポータルサイトの検索バーに入力しても表示できません。（一般には非公開のため）

<通知書にかかる注意事項>（必ずお読みください）

①上記URLに対するリンクおよびURLを第三者に開示することは、ご遠慮ください。
②本通知書の管理（ユーザーID、パスワードの管理）は厳重に行ってください。上記署名者以外の者の利用は、貴社のコンプライアンスに悪影響を及ぼします。他人の目に触れることがないようにしてください。
③本紙は再発行できませんので、大切に保管してください。
④会社名・住所等、企業登録情報に重要な変更が生じる場合は、必ず事前にご相談下さい。
実質手続きをせずに証明書が発行された場合、経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給に関する法律に則り、経済産業省へ報告が必要となりますので、十分ご注意ください。

<発給手続きにかかる留意事項>

・発給申請書には、原産性を明らかにした資料を添える必要があります。協定や原産地規則等を理解せずに申請し、原産性陣営に係るその他の資料が十分でないなどにより、原産性がないことが判明して所要の報告をしない場合や、虚偽の申請や資料の提出を行うと、法的の罰則が適用される場合があります。また、相手国の検査の結果、EPA開視の便通の取り消しなどの怒が発される場合もあります。

・初めての原産品判定依頼（商品が特定原産品かどうか）を行う際、原産品であることを明らかにする書類が整っているか不必要な場合は、必ず自営事務所までお聞合せください。

・協定や原産地規則、実質手続きについては、以下の日商HPをご確認ください。
(日商HP：EPAに基づく特定原産地証明書発給事業) <http://www.jcci.or.jp/gensanchi/epasenpan.html>
※特定原産地証明書発給マニュアルをご覧ください。→ http://www.jcci.or.jp/gensanchi/epa_manual.html

<日商登録内容> ※以下内容は、貴殿が原産地証明書発給申請すると証明書に記載される内容となります。

英文企業名	Nissho Seisakujo Co.,Ltd.
英文住所	i-1-i-101, Marunouchi, Chiyoda-ku, Tokyo, Japan
英文サイナー名	Saburo Nissho
英文役職名	General Manager

<本件担当／問合せ先> 日本商工会議所 国際部 特定原産地証明担当
TEL : 03-3283-7850, FAX : 03-3216-6497, E-mail : tokuteico@jcci.or.jp

重要な書類です。
大切に保管してください。

- ・最大7営業日で登録が完了します。
- ・登録完了後、簡易書留にて郵送します。
(連絡担当者宛に一括郵送)

企業登録の更新/変更および署名者（サイナー）の変更/追加/削除 操作説明書

特定原産地証明書発給システム

**特定原産地証明書
発給申請マニュアル(手引き)**

**ログインされる方は、この画面にアクセスしてから、
↓**

ログイン画面

閉じる

動画で見る！

特定原産地証明書申請手続き

重要情報

**代表者・住所等、企業登録情報に重要な変更が生じる場合は、
事務の窓口へお問い合わせください。**

事務の窓口へお問い合わせください。

**特定原産地証明書発給システム
システム関連情報**

更新履歴

H23年8月11日 発給申請書一覧画面の変更のお知らせ NEW

H23年7月14日 「発給申請書一覧画面」の表記が一部変更となります～8月1日(月)から～

H22年9月1日 企業情報・署名者(サイナー)情報、更新／変更／追加・削除方法のシステム操作説明書

H22年8月11日 本換版「登録者は発給システムから印刷したものでご利用ください」

- 原産地証明書上のHSコードの取り扱い
- 経理関連情報
- セミナー・説明会関連情報
- システム関連情報**
- 産品情報入力方法
- その他(事務連絡など)
- 問い合わせ先

H24年8月10日 【終了】EPA特定原産地証明書申請手続き説明会
連携協定を中心としたもの～(9月21日、東京)のお知らせ

H24年7月3日 「原産資格を立証するための基本的考え方」
の改訂(平成24年7月改訂 経済産業省)

H24年6月12日 【終了】EPA特定原産地証明書取得手続き説明会
らせ

H24年5月8日 【終了】入門編 EPA特定原産地証明書申請手続き説明会
(9月21日、東京)のお知らせ

発給システムにおける
企業登録の更新/変更および署名者(サイナー)の変更/追加/削除
操作説明書

目 次

■ 企業登録の更新	2
■ 企業情報の変更	5
■ 署名者(サイナー)の変更	9
■ 署名者(サイナー)の追加・削除	13

平成23年10月
日本商工会議所

Copyright 2013 The Japan Chamber of Commerce and Industry. All rights reserved.

8



企業登録の更新/変更手続きの登録申請書

削除		2. 特定原産地証明書の受給に係る手続き及び署名に関する権限	
		署名	氏名
		Sabu	
		サイン登録済みにつき、新たにサインのご記入は不要です	
変更		署名	
		Jiro	
		サイン登録済みにつき、新たにサインのご記入は不要です	
追加		署名	
		こちらに肉筆サイン	
<p>発給システムにて、右上に 「更新」「変更」と書かれた 登録申請書を印刷し、 日商国際部に提出願います</p>			
<p>登録申請書</p> <p>日本商工会議所 殿</p> <p>登録申請者</p> <p>(ふりがな) 氏名又は名称 ほんしょうじ かぶしきがいしゃ 日本商事株式会社</p> <p>〒100-0005 東京都千代田区丸の内3-2-2 住所又は所在地 にっしょう たろう 代表者の氏名等 代表取締役 日商 太郎</p> <p>連絡先の住所又は所在地 にっしょう いちろう 所属部署名 日商 一郎</p> <p>〒100-0005 東京都千代田区丸の内3-2-2 電話番号 海外事業部 FAX番号 03-1234-5678 E-mail ichironisho@jcci.or.jp</p> <p>1/2 更新 No. 07346130101 作成 2012年04月20日 企業登録番号 A00030914</p> <p>1/2 変更 No. 07346110102 作成 2012年04月18日 企業登録番号 A00030914</p> <p>印 (注)</p>			

〒111-0000 東京都千代田区神田須田町2-13	
日商製作所 株式会社	
国際部 日商 次郎 様	
重要 2012年04月12日 日本商工会議所	
電子情報処理組織による支援を受けるための 識別番号・暗証番号通知書	
「J C C I 特定原産地証明書発給システム」の識別番号および暗証番号等を通知いたします。	
企業登録番号	A00030367
署名者（サイナー）名	日商 三郎
識別番号（ユーザID）	xxxxxxxxxxxx
暗証番号（パスワード）	xxxxxxxxxxxx
日商発給システムURL	https://xxxxxxxxxxxxxx
記載されたURLをIEなどのWebブラウザ（Yahoo!やGoogleなどのポータルサイトの検索バー）に入力して下さい。 お問い合わせ：Internet ExplorerなどのWebブラウザのヘルプをご参照下さい。	
<通知書にかかる注意事項> (必ずお読みください) <ul style="list-style-type: none"> ①上記URLに対するリンクおよびURLを第三者に開示することは、ご遠慮下さい。 ②本通知書の管理（ユーザID、パスワードの管理）は厳重に行ってください。貴社のコンプライアンスに悪影響を及ぼします。他人の目に触れることがあります。 ③本紙は再発行できませんので、大切に保管してください。 ④会社名・住所等、企業登録情報に重要な変更が生じる場合は、必ず事業者登録手続をせずに証明書が発行された場合、基幹連携協定に基づくように削除され、経済産業省へ報告が必要となりますので、十分ご注意ください。 	
<発給手続きにかかる留意事項> <ul style="list-style-type: none"> ・発給申請書には、原産性を明らかにした資料を添えることが必要です。し、原産性確認に係るその他の資料が十分でないなどにより、原産性がない場合や、虚偽の申請や資料の提出を行うと、法律の罰則が適用される場合、EPA開設の優遇の取り消しなどの処分が課される場合もあります。 ・初めての原産品判定基準（商品が特定原産品かどうか）を行う際、照合しているか不安な場合は、必ず日商事務所までお問い合わせください。 ・協定や原産地規則、発給手続きについては、以下の日商HPをご確認ください。 (日商HP : EPAに基づく特定原産地証明書発給事業) http://www.jcci.or.jp 特定原産地証明書発給マニュアルをご覧ください → http://www.jcci.or.jp 	
<日商登録内容> 以下内容は、貴社が原産地証明書発給申請する際の登録情報です。	
英文企業名	Nissho Seisakujo Co.,Ltd.
英文住所	1-1-101, Marunouchi, Chiyoda-ku, Tokyo,
英文サイナー名	Saburo Nissho
英文役職名	General Manager
<本件担当/問合わせ先> 日本商工会議所 国際部 特定原産地規則係 TEL : 03-3263-7860, FAX : 03-321	

発給システム ログイン方法

特定原産地証明書発給システムは一般に
公開していません！

http://xxxxxxxxxxxxxxxx

特定原産地証明書発給システム

**特定原産地証明書
発給申請マニュアル(手引き)**

初めての方はこちらを必ずご一読ください。

ログインされる方は、この画面にアクセスしてから、こちらをクリックしてください。

ログイン画面

<お知らせ>
システムメンテナンスのため、下記時間にシステムを一時停止させていただきます。
大変ご不便をおかけいたしますが、何卒ご了承の程よろしくお願いいたします。

**「ログイン画面」ボタンを
クリックし、ID/パスワード
を入力してメインメニュー
に進みます**

重要情報

代表者・住所等、企業登録情報に重要な変更が生じる場合

H24年11月12日 年末年始の特定原産地証明書発給業務

H24年11月1日 EPA(経済連携協定)
画面(開始のお知らせ)

H24年9月19日 【終了】EPA(経済連携協定)
古屋のお知らせ

H24年9月19日 【終了】EPA(経済連携協定)
同のお知らせ

H24年8月29日 【終了】EPA特定原産地
連携協定を中心とした
お知らせ

H24年8月10日 【終了】EPA特定原産地
連携協定を中心とした
お知らせ

H24年7月1日 【終了】EPA特定原産地
連携協定を中心とした
お知らせ

ユーザーID

パスワード

ログイン

終了

**参考：国別に原産地規則・品目
別規則、譲許表を閲覧できます**

Copyright 2013 © Japan Chamber of Commerce and Industry. All rights reserved.

10

発給システムログイン後のメインメニュー

特定原産地証明書発給システム
ログアウト

ご利用者	判定依頼中	7件	発給申請中	6件
	判定手続中	5件	発給手続中	14件
	誓約書申請	2件	交付準備完了	9件

企業	判定依頼中	14件	発給申請中	20件
	判定手続中	6件	発給手続中	31件
	誓約書申請	2件	交付準備完了	20件

※ 04月11日 15時04分現在の[日商 三郎]様の状況です。

■ ■ ■ ■ ■
メインメニュー
■ ■ ■ ■ ■

判定依頼のメニュー

- [原産品判定](#)
- [原産品判定依頼書入力](#)
- [原産品同意通知書入力](#)
- [原産品\(誓約書\)利用状況](#)

発給申請のメニュー

- [発給申請書入力](#)
- [原産品同意通知書照会](#)
- [引換書・受領書印刷](#)
- [誓約書情報入力\(イス・ペルーのみ\)](#)

企業情報

- [企業情報の変更\(サイナーの追加・変更含む\)](#)
- [有効期限の更新\(期限30日前から手続可能\)](#)
- [メール送信設定](#)

企業情報のメニュー
(登録内容の変更、サイナーの追加など)

ステップ 6

原産品判定について

原産品判定依頼①

原産品判定にあたっての注意点

- ▶ HSコードの入力は6桁
「輸入者を通じて輸入国税関に確認を」
- ▶ 協定により使用するHSが異なる

HS2002	日メキシコ・日マレーシア・日チリ・日タイ・日インドネシア 日ブルネイ・日アセアン・日フィリピン
HS2007	日イスラム・日ベトナム・日インド・日ペルー

- ▶ 各協定ごとに原産品判定依頼が必要
 - 原産地規則、品目別規則が異なるため
- ▶ 原産品判定依頼の前に、輸出品が原産品であることを判断できる資料の整備が必要
 - 当該資料の提出は原則不要
 - 判定事務所の求めに応じて、即時に提出が必要

原産品判定依頼②

- ▶ 原産品判定依頼の資格者：
輸出產品の生産者が輸出者のみ（法第三条）
 - 国内卸商（輸出者でも生産者でもない者）は生産者に代わって原産品判定依頼はできない
- ▶ 生産者/輸出者が判定依頼し、輸出產品が原産品であると確認された場合、当該產品に「**原産品判定番号**」が付与される
 - 生産者が產品の輸出を輸出者に委ねる場合、「**原産品判定番号**」の使用を認める旨を、システム上で発給機関と輸出者に通知＝**同意通知**
- ▶ 標準処理日数：3営業日(不備があれば無期限)
- ▶ 原産品判定に手数料は不要

原產品判定依頼の手続き①

特定原産地証明書発給システム

ログアウト

ご利用者	判定依頼中	7件	発給申請中	6件
	判定手続中	5件	発給手続中	14件
	誓約書申請	2件	交付準備完了	9件

企業	判定依頼中	14件	発給申請中	20件
	判定手続中	6件	発給手続中	31件
	誓約書申請	2件	交付準備完了	20件

※ 04月11日 15時04分現在の[日商 三郎]様の状況です。

※ 有効期限が30日以内の同意通知を受けているものは[0件]件です。

■ ■ ■ ■ ■ メインメニュー ■ ■ ■ ■ ■

原產品判定

[原產品判定依頼書入力](#) (Red circle)

[原產品同意通知書入力](#)

[原產品\(誓約書\)](#)

企業情報

[企業情報の変更\(サイナーの追加・変更含む\)](#)

[有効期限の更新\(期限30日前から手続可能\)](#)

[メール送信設定](#)

発給申請

[発給申請書入力](#)

[原產品同意通知書照会](#)

[引換書・受領書印刷](#)

[誓約書情報入力\(スイス・ペルーのみ\)](#)

① 原產品判定依頼書
入力をクリックし
ます

原産品判定依頼の手続き②

原産品判定依頼書一覧							メニューに戻る
判定受付番号			状態	<input type="button" value="保存"/> <input type="button" value="保留"/> <input type="button" value="判定依頼手続中"/> <input type="button" value="承認"/> <input type="button" value="否決"/>			検索表示
判定依頼日※	<input type="text"/> ~ <input type="text"/>		依頼者名 (部分一致)				
原産品判定番号			產品名 (部分一致)				
協定	<input type="button" value="新規入力"/> <input type="button" value="TSV形式で新規入力"/>		判定受付事務所				
※判定依頼日は西暦年月日の数字を入力してください。(例: 2008年5月1日→20080501) ※この一覧は、受付番号の大きい順に表示されます。 ※ <u>非表示欄をチェックすると当該產品を非表示にできます。</u> 再表示は、右上の「条件」 検索表示							
「複写」ボタンで過去の案件を簡単に複写して利用できます							
現在の審査状況を確認できます							
利用しなくなった承認案件を非表示にできます							



原産品判定依頼の手続き③

原産品判定依頼書

メニューに戻る

日本商工会議所 御中

1. 当社／私は、標記原産品判定依頼に関し、経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律に則り、当該原産品判定依頼書に係る申告内容は全て真正であることを誓約します。

2. 当社／私は、当該原産品判定依頼書について、記載内容を立証する関係資料を原産地証明書の発給の日以後5年間(日ブルネイ協定、日アゼン協定、日スイス協定および日ベトナム協定は3年間)保存し、両国政府及び政府の指定する関係機関からの要請に応じて提出することを誓約します。

3. 当社／私は、当該判定依頼書について次に掲げる事実を知ったときは、遅滞なくその旨を書面により関係機関に通知することを誓約します。

①当該特定原産地証明書の発給を受けた物品が特定原産品でなかったこと
②当該原産品判定依頼書の内容に誤りがあったこと

注意事項

特定原産地証明書の発給申請時点では、本原産品判定依頼書は、経済連携協定「特定原産品であることを明らかにする資料」に相当します。よって、虚偽が用されますので十分注意してください。

以上の事項のとおり誓約します
はい

③ 画面の誓約事項を確認して「はい」をクリックします

原産品判定依頼書

メニューに戻る

※協定は後で変更すると入力したデータが無効になる場合がありますので、お間違えのないようにご注意ください。
判定事務所を選択しないと、登録住所の最寄りの事務所をシステムが自動的に選択します。

協定	日タイ協定	利用する協定を選択してください。
判定事務所	事務所選択	

下記の欄のうち、④のついた欄は必須項目となりますので、必ずご記入ください。

■判定依頼者

原産品判定依頼は、原則、当該产品的生産者が行いますが、原産地証明書の発給申請者（輸出者）が行うことがあります。（この場合、発給申請者（輸出者）は生産者から当該产品に関する情報（証明資料）を入手する必要があります）。いずれの場合も、特定原産品であることを明らかにする資料を、日本商工会議所の求めに応じて提出する者でなければなりません。

判定依頼者	①	企業登録番号	A00030367
	①	和文氏名	日商 三郎
	①	和文社名(屋号)	日商製作所 株式会社
	①	郵便番号	〒111-0000
	①	所在地	東京都千代田区丸の内1-1-1

■生産者欄

产品的生産者を必ず記載してください。

※生産者が企業登録をしている場合は、企業登録番号を入力し、情報取り込みを行ってください。
※企業登録をしていない生産者の場合は、企業登録番号欄に“999999999”（数字9桁）を入力して情報を入力してください。

④

「協定」と「判定依頼する事務所」を選択

判定依頼者名を確認してください

原産品判定依頼の手続き④

■生産者欄
生産者の生産者を必ず記載してください。

※生産者が企業登録をしている場合は、企業登録番号を入力して下さい。
 ※英文所在地は、国名(JAPAN)まで、正確にフルアドレスを記載してください。

◎	企業登録番号：半角英数字	<input type="button" value="情報取込"/>
◎	和文社名(屋号)：全角	
◎	英文社名：半角	
◎	電話番号：半角	
	FAX番号：半角	
	E-mail：半角	
◎	郵便番号：半角	
◎	和文所在地：	

⑤ 生産者＝判定依頼者の場合、判定依頼者の企業登録番号を入力します

⑥ 「情報取込」を押下するとデータが自動入力されます

⑦ 入力内容がよろしければ、「はい」をクリックします

協定に定められた原産地規則に基づき、原産品判定依頼を行う。

原産品判定依頼の手続き⑤

メニューに戻る

原産品判定依頼書

■関税分類番号(tariff classification number)

⑧HSを6桁で入力します。
協定によりHS2002と
HS2007のどちらで入力
するかが異なります。

⑨商品名称を英語で入力します。
ブランド名だけ、品番のみでは
証明できません。

⑩原産品の判定基準を選択します
(完全生産品／原産材料のみから完
全に生産される产品／非原産材料
を使用し完全に生産される产品)

■特恵基準(Preference criterion)

協定に基づき、輸出される产品が関税上の特恵待遇を得
るためには、この基準を満たす必要があります。

※特恵基準を選択してください。

(2)原産品判定基準：原産品判定基準を下記から選んでください。

該当するものを選択	
<input type="radio"/> A	日本国内で完全に得られ又は生産されたもの
<input type="radio"/> B	日本国内において原産材料のみを使用して生産されたもの
<input type="radio"/> C	日本国内において非原産材料を使用して生産された产品（協定第3章第28条1項）

★インド協定の場合はこの画面

※特恵基準を選択してください。

(2)原産品判定基準：原産品判定基準を下記から選んでください。

該当するものを選択	
<input type="radio"/> A	日本国内で完全に得られ又は生産されたもの
<input type="radio"/> B（一般規則）	日本国内において完全には格割合が35%以上であることが行われているもの（協定第3章第28条1項）
<input checked="" type="radio"/> B（品目別規則）	日本国内において完全にはかわらず、協定附属書IIに規定する要件等を全て満たすもの

原産品判定依頼の手続き⑥

原産品判定依頼書		メニューに戻る										
(3) (2) の C を選択した場合の判定基準を下記から選んでください。												
該当するものを選択	<input checked="" type="radio"/> 1 付加価値基準(VA) <input type="radio"/> 2 関税番号変更基準(CTC) <input type="radio"/> 3 加工工程基準(SP) <input type="radio"/> 4 付加価値基準(VA) + 関税番号変更基準(CTC)											
⑪非原産材料を使用し完全に生産される产品的に適用した判定基準の選択 (VA/CTC/SP/VA+CTC)												
<p>■ その他の事項</p> <p>※該当するものがない場合は、「無」を選択してください。</p> <p>(4) 判定基準の際、使用した原産品判定の規定を下記から選んでください。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>該当するものを選択</th> <th>原産品判定規定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><input type="checkbox"/> 無</td> <td>以下の規定を使用しない</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 1</td> <td>僅少(DMI) (協定第3章第30条及び附属書二の規定による僅少の非原産材料を使用する場合)</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 2</td> <td>累積(ACU) (協定第3章第29条による材料を使用する場合)</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 3</td> <td>代替性のある产品及び材料(FGM) (協定第3章第34条による产品及び材料を使用する場合)</td> </tr> </tbody> </table>			該当するものを選択	原産品判定規定	<input type="checkbox"/> 無	以下の規定を使用しない	<input type="checkbox"/> 1	僅少(DMI) (協定第3章第30条及び附属書二の規定による僅少の非原産材料を使用する場合)	<input type="checkbox"/> 2	累積(ACU) (協定第3章第29条による材料を使用する場合)	<input type="checkbox"/> 3	代替性のある产品及び材料(FGM) (協定第3章第34条による产品及び材料を使用する場合)
該当するものを選択	原産品判定規定											
<input type="checkbox"/> 無	以下の規定を使用しない											
<input type="checkbox"/> 1	僅少(DMI) (協定第3章第30条及び附属書二の規定による僅少の非原産材料を使用する場合)											
<input type="checkbox"/> 2	累積(ACU) (協定第3章第29条による材料を使用する場合)											
<input type="checkbox"/> 3	代替性のある产品及び材料(FGM) (協定第3章第34条による产品及び材料を使用する場合)											
⑫その他規定の使用の有無 (僅少/累積/代替性のある产品及び材料)												

原産品判定依頼の手続き⑦

原産品判定依頼書

[メニューに戻る](#)

※本件に関するご担当者・判定審査完了のメール送信希望の有無などをご確認ください。

■本件に関するご担当者

本件に関するご担当者	<input type="radio"/> 氏名: 全角	日商 三郎
	<input type="radio"/> 電話番号: 半角	03-9999-9999
	FAX番号: 半角	03-8888-8888
	E-mail: 半角	Saburo@nissho-seisaku.co.jp

⑬ 判定依頼者とは別に実務担当者がいる場合は当該担当者を入力してください。

■判定審査完了のメール送信希望の有無

E-mail送信希望	<input checked="" type="radio"/> 希望する <input type="radio"/> 希望しない	E-mail: 半角	Saburo@nissho-seisaku.co.jp ※メインメニューで初期値を設定できます。
------------	--	------------	---

⑭ 内容がよろしければ、「判定依頼」をクリックします

経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給に関する法律により、原産地証明書（ナム協定は3年間）、発給機関に保存されます。

キャンセル
保存
判定依頼

同意通知書の提出 ①

〈判定依頼者＝生産者（≠ 輸出者）の場合〉

特定原産地証明書発給システム
ログアウト

ご利用者	判定依頼中	7件	発給申請中	6件
	判定手続中	5件	発給手続中	14件
	誓約書申請	2件	交付準備完了	9件

企業	判定依頼中	14件	発給申請中	20件
	判定手続中	6件	発給手続中	31件
	誓約書申請	2件	交付準備完了	20件

※ 04月11日 15時04分現在の[日商 三郎]様の状況です。

※ 有効期限が30日以内の同意通知を受けているものは[0件]件です。

メインメニュー

原産品判定

[原産品判定依頼書入力](#) (Red Circle)

[原産品同意通知書入力](#)

[原産品\(誓約書\)利用規約](#)

①
**原産品判定依頼書
入力をクリックし
ます**

発給申請

[発給申請書入力](#)

[原産品同意通知書照会](#)

[引換書・受領書印刷](#)

[誓約書情報入力\(スイス・ペルーのみ\)](#)

企業情報

[企業情報の変更\(サイナーの追加・変更含む\)](#)

[有効期限の更新\(期限30日前から手続可能\)](#)

[メール送信設定](#)

同意通知書の提出②

★ 「原産品判定依頼書入力」画面から承認済みの受付番号を展開してください。

原産品判定依頼書一覧

判定受付番号		状態	▼ <div style="border: 1px solid #ccc; padding: 2px; display: inline-block;">保存</div> <div style="border: 1px solid #ccc; padding: 2px; display: inline-block;">保留</div> <div style="border: 1px solid #ccc; padding: 2px; display: inline-block;">判定依頼手続中</div> <div style="border: 1px solid #ccc; padding: 2px; display: inline-block;">承認</div> <div style="border: 1px solid #ccc; padding: 2px; display: inline-block;">否決</div>		
判定依頼日※	<input type="text"/> ~ <input type="text"/>	依頼者名 (部分一致)			
原産品判定番号		产品名 (部分一致)			
協定	<input type="text"/>	判定受付事務所			
			表示件数/条件	20	表示可のみ

※判定依頼日は西暦年月日の数字を入力してください。(例: 2008年5月1日→20080501)

※この一覧は、受付番号の大きい順に表示されます。

※非表示欄をチェックすると当該產品を非表示にできます。再表示は、右上の「条件」を「全て」に設定し、チェックを外してください。

新規入力 TSV形式で新規入力

検索件数： 101 ※同意：同意通知書が提出されている产品には○

ページ：[前] 1 2 3 4 5 6 [次]

協定	受付番号	依頼日	HSコード	状態	名	事務所	同意※				非表示	
タイ	01384504	2012/05/28	630120	手続中	cotton blan	日商 二郎	東京	<input type="checkbox"/>	修正	削除	複写	<input type="checkbox"/>
タイ	01381804		847130	保存	portable digital automati	日商 三郎	東京	<input type="checkbox"/>	修正	削除	複写	<input type="checkbox"/>
タイ	01380404	2011/09/14	123456	承認	abc	日商 十三	東京	<input checked="" type="checkbox"/>	修正	削除	複写	<input type="checkbox"/>
タイ	01379904	2011/08/26	123456	承認	cde	日商 十三	東京	<input type="checkbox"/>	修正	削除	複写	<input type="checkbox"/>
タイ	01379904	2012/06/05	722550	判定依頼	COLD ROLLED STEEL	日商 三郎	東京	<input type="checkbox"/>	修正	削除	複写	<input type="checkbox"/>
メキシコ				保留	portable digital automati	日商 三郎	東京	<input type="checkbox"/>	修正	削除	複写	<input type="checkbox"/>
メキシコ				保存	WHEEL LOADER	日商 三郎	東京	<input type="checkbox"/>	修正	削除	複写	<input type="checkbox"/>
メキシコ				承認	PIPE FRONT	日商 三郎	東京	<input checked="" type="checkbox"/>	修正	削除	複写	<input type="checkbox"/>
メキシコ				承認	WHEEL LOADER	日商 三郎	東京	<input type="checkbox"/>	修正	削除	複写	<input type="checkbox"/>

② 「承認」案件の受付番号をクリックします

「承認」で絞り込み検索ができます

検索表示

Copyright 2011 The Japan Chamber of Commerce and Industry. All rights reserved.

23

同意通知書の提出 ③

原産品判定依頼書

■本件に関するご担当者

本件に関するご担当者	◎ 氏名	日商 三郎
	◎ 電話番号	03-9999-9999
	FAX番号	03-8888-8888
	E-mail	Saburo@nissho-seisaku.co.jp

■判定審査完了のメール送信希望の有無

E-mail送信希望	<input checked="" type="radio"/> 希望する	<input type="radio"/> 希望しない
------------	---------------------------------------	-----------------------------

④ 「同意通知書入力／修正」ボタンをクリックします

⑤ 「同意提出」ボタンをクリックします

⑥ 輸出者の企業登録番号を入力して「情報取込ボタン」をクリックします

※下記の欄のうち、◎のついた欄は必須項目となりますので、必ずご記入ください。
※企業登録番号(企業FTA番号)が入力されていないものは、発給申請できません。

原産品情報

◎ 同意通知提出者	A00030367: 日商三郎 株式会社
◎ HSコード:半角	847130
◎ 品名等:半角	portable computer automatic data processing machine(personal computer)
◎ 原産品判定番号:半角	82367188
◎ 同意通知の提出日	2012年09月10日

特定COの発給申請者

◎ 企業登録番号:半角英数字	<input type="text"/>	情報取込
◎ 発給申請者の名称:全角	<input type="text"/>	
◎ 郵便番号:半角数字	<input type="text"/>	
◎ 所在地:全角	<input type="text"/>	
◎ 代表者名:全角	<input type="text"/>	
◎ 電話番号:半角	<input type="text"/>	
◎ FAX:半角	<input type="text"/>	
◎ E-mail:半角	<input type="text"/>	
◎ 有効期限	2015年04月09日	

有効期限は最大3年
(必要に応じて期限の短縮修正が可能)

同意提出 印刷 戻る

同意通知書の印刷

原産品判定依頼書		
<small>※下記の欄のうち、◎のついた欄は必須項目となります。 ※企業登録番号(企業FTA番号)が入力されていないものは、発給申請することができません。</small>		
原産品情報	◎ 同意通知提出者	A000
	◎ HSコード：半角	9471
	◎ 品名等：半角	port
	◎ 原産品判定番号：半角	1418
	◎ 同意通知の提出日	2013
特定COの 発給申請者	◎ 企業登録番号：半角英数字	
	◎ 発給申請者の名称：全角	
	◎ 郵便番号：半角数字	〒
	◎ 所在地：全角	
	◎ 代表者名：全角	
	◎ 電話番号：半角	
	◎ FAX：半角	
	◎ E-mail：半角	
	◎ 有効期限	2016
<input type="button" value="同意提出"/> <input type="button" value="メニューに戻る"/>		

原産品判定依頼書		
<small>※下記の欄のうち、◎のついた欄は必須項目となりますので、必ずご記入ください。 ※企業登録番号(企業FTA番号)が入力されていないものは、発給申請することができません。</small>		
原産品情報	◎ 同意通知提出者	A00030367 : 日商製作所 株式会社
	◎ HSコード：半角	947130
	◎ 品名等：半角	portable digital automatic data processing machine(personal computer)
	◎ 原産品判定番号：半角	1418713804
	◎ 同意通知の提出日	2013年02月01日
特定COの 発給申請者	◎ 企業登録番号：半角英数字	A00030370
	◎ 発給申請者の名称：全角	株式会社 日商産業
	◎ 郵便番号：半角数字	〒100-0000
	◎ 所在地：全角	東京都千代田区丸の内9-8-7
	◎ 代表者名：全角	日商 八五郎
	◎ 電話番号：半角	00-0000-1111
	◎ FAX：半角	01-2222-3333
	◎ E-mail：半角	Nsangyo@nisshosangyo.com
	◎ 有効期限	2016年02月29日
<input type="button" value="入力继续"/> <input type="button" value="印刷"/> <input type="button" value="戻る"/>		

FTA番号	発給申請者名称	同意通知の提出日	有効期限
A00030356	株式会社 日商商事KK	2013/03/01	2016/02/29
A00030370	株式会社 日商産業	2013/03/01	2016/02/29
A00030010	株式会社 佐藤貿易商事	2013/03/01	2016/02/29

①同意通知が有効の
行の企業登録番号を
クリックします

②企業情報が「特定CO
の発給申請者」欄に表示
されたら、印刷ボタンを
クリックします